#### 審査基準

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち、全国的な支援体制の整備事業及び地域の生産体制強化・需要創出事業の審査基準は以下のとおりとする。

1 全国的な支援体制の整備事業(最大 10 ポイント) いずれかひとつの評価項目を選択するものとし、配分基準に応じて、以下のとおり ポイント付けを行うものとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標	事前相談窓口を設置し、年間を通じて生産者	50 件以上	10
(1)	等からの相談を10件以上受けること。	40 件以上	8
		30 件以上	6
		20 件以上	4
		10 件以上	2
成果目標	産地サイドと実需者サイドとのマッチングの	7 地域以上	10
(2)	取組を3地域以上で実施すること。	6 地域	8
		5 地域	6
		4 地域	4
		3 地域	2
成果目標	1 つ以上の地域特産作物又は品目について	(繭・生糸の場合)	
(3)	(薬用作物の場合は3品目以上について)、産	6 地域以上	10
	地の指導者等を対象とした栽培技術研修を3地	5 地域	8
	域以上で実施すること(ただし、繭・生糸を対	4 地域	6
	象とする場合は、2地域以上とする。)。	3 地域	4
		2 地域	2
		(繭・生糸以外)	
		7 地域以上	10
		6 地域	8
		5 地域	6
		4 地域	4
		3 地域	2
成果目標	1 つ以上の地域特産作物又は品目について、	8産地以上	10
(4)	3つ以上の産地の生産や流通状況等の調査・分	6 産地以上	8
	析を実施すること。	5産地	6
		4産地	4
		3産地	2
成果目標	1つ以上の地域特産作物又は品目について、	5つ以上	10
(5)	実需者や消費者のニーズ等の調査・検討を実施	4つ	8

	1.1.7 = 1	0 -	[
	すること。	3 つ	6
		2つ	4
		1つ	2
成果目標	1 つ以上の新作物又は新品種の作付けが行わ	5つ以上	10
(6)	れること。	4つ	8
		3つ	6
		20	4
		1つ	2
成果目標	1つ以上の栽培技術又は加工技術の改良が行	5つ以上	10
(7)	われること。	4つ	8
		3 つ	6
		20	4
		1つ	2
成果目標	農業機械等の開発又は改良が1つ以上行われ	5つ以上	10
(8)	ること。	4つ	8
		3つ	6
		2つ	4
		1つ	2
 成果目標	 新商品の開発が1つ以上行われること。	 5 商品以上	10
(9)		4 商品	8
		3 商品	6
		2商品	4
		1商品	2
 成果目標		 8 地域以上	10
(10)	組を3地域以上で実施すること。	6 地域以上	8
, ,		5地域	6
		4 地域	4
		3 地域	2
 成果目標		 5 手法以上	10
(11)	手法を1以上策定すること。	4 手法	8
. ,		3手法	6
		2手法	4
		1 手法	2
成果目標	卓越技能人材が5人以上登録されているこ	9人以上	10
(12)	٤.	8人	8
		7人	6
		6 人	4
		5人	2

成果目標	5 地域以上における技術アドバイスを行うこ	(繭・生糸以外)	
(13)	と(ただし、繭・生糸を対象とする場合は、2	9 地域以上	10
	地域以上とする。)。	8地域	8
		7地域	6
		6 地域	4
		5 地域	2
		(繭・生糸の場合)	
		6 地域以上	10
		5 地域	8
		4 地域	6
		3 地域	4
		2 地域	2
成果目標	地域特産物に関する情報発信を1品目以上す	5つ以上	10
(14)	ること。	4つ	8
		3 つ	6
		2つ	4
		1つ	2
成果目標	技術拠点農場を1農場以上設置すること。	5 農場以上	10
(15)		4農場	8
		3農場	6
		2農場	4
		1農場	2

### 2 地域の生産体制強化・需要創出事業(最大 10 ポイント)

評価項目として2つの成果目標を選択するものとし、配分基準に応じて、以下のとおりポイント付けを行うものとする。また、複数作物が対象となる取組にあっては、主要な1つの作物について、評価項目を設定する。

#### I 対象作物が茶の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標	・事業実施年度の事業実施計画における茶栽培面積に対	5%以上	5
(1)	する改植等の実施面積を1%以上増加。	4%以上	4
		3%以上	3
		2%以上	2
		1%以上	1

 成果目標	・有機栽培への転換に必要な資材の導入又は有機栽培へ	 有機 JAS 認定の	1
(2)	の転換に必要となる簡易な園地整備を行う場合にあっ	取得	1
(2)	では、有機栽培への転換を実施する対象茶園における	4X1寸	
	有機 JAS 認定等の有機認証取得割合を 100%。		
	· 村城 JVO 的文字 402. 村城的町水村 100. 100. 100		
	・当該年度における茶の改植等の実施面積に占める上記	10%以上	4
	有機認証取得面積の割合を2%以上増加する場合はポ	8%以上	3
	イント追加。	5%以上	2
		2%以上	1
成果目標	主要品種指数を直近値の2以上低減。	34 以上	5
(3)	(なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品	26 以上	4
	種「やぶきた」の栽培面積を、当該年度の茶栽培面積で除	18 以上	3
	し、100 を乗じた数とする。)	10以上	2
		2以上	1
 成果目標	輸出相手国・地域の MRL 基準をクリアする茶園面積又は	 25 ポイント以上	5
(4)	出荷量の、全事業実施面積又は事業対象地区における総出	20 ポイント以上	4
	荷量に占める割合を直近値より5ポイント以上増加。	15 ポイント以上	3
		10 ポイント以上	2
		5ポイント以上	1
 成果目標	第4の1(2)イ(エ) b に規定する産地の省力化・低コ	5つ以上	5
(5)	スト化に資する以下の取組を1つ以上取り組む。	4つ	4
	(a) ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減	3つ	3
	に資する先端技術の実証ほの設置	20	2
	(b)新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する	1つ	1
	実証ほの設置		
	(c) 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適		
	正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入		
	(d)機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化		
	(e) 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半		
	発酵茶等の栽培・加工の取組の実施。		
 成果目標	総出荷量又は総出荷額に占める輸出量又は輸出額の割合	25 ポイント以上	5
(6)	を 5 ポイント以上増加。	20 ポイント以上	4
		15 ポイント以上	3
		10 ポイント以上	2
		5ポイント以上	1
成果目標	総出荷量又は総出荷額に占める契約出荷量又は契約出荷	25 ポイント以上	5
(7)	額の割合を5ポイント以上増加。	20 ポイント以上	4
		15 ポイント以上	3
		10 ポイント以上	2
		5ポイント以上	1

	T	T	
成果目標	産物 1 kg 当たり又は 10a 当たり労働時間を直近値の 2	10%以上	5
(8)	%以上低減。	8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		2%以上	1
成果目標	産物 1kg 当たり又は 10a 当たりの肥料費(施肥量)又は農	18%以上	5
(9)	薬費(農薬使用量)を直近値より 10%以上削減。	16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標	農業機械等リース支援により茶加工のエネルギーコスト	18%以上	5
(10)	削減に資する機械を導入する場合に、直近3年の平均値に	16%以上	4
	比べて荒茶 1 kg 当たり燃油等使用量を 10%以上削減。	14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標	・導入した凍霜害防止施設等の稼働により、凍霜害等の軽	16%以上	4
(11)	減により直近の凍霜害等による被害単収から10%以上の	14%以上	3
	単収向上を図る。	12%以上	2
		10%以上	1
	・支援対象者のうち1名以上が収入保険制度に加入してい	収入保険制度へ	1
	る場合は1ポイント追加	の加入	
成果目標	凍霜害防止施設等に要する電力コストを直近年における	18%以上	5
成果目標 (12)	凍霜害防止施設等に要する電力コストを直近年における 近隣の平均コストから 10%以上削減する。	18%以上 16%以上	5 4
		16%以上	4
		16%以上 14%以上	4 3
		16%以上 14%以上 12%以上	4 3 2
(12)	近隣の平均コストから10%以上削減する。	16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	4 3 2 1
(12) 成果目標	近隣の平均コストから 10%以上削減する。  事業実施主体が実施する地区(以下「実施地区」とい	16%以上 14%以上 12%以上 10%以上 13%以上	4 3 2 1 5
(12) 成果目標	近隣の平均コストから 10%以上削減する。  事業実施主体が実施する地区(以下「実施地区」とい	16%以上 14%以上 12%以上 10%以上 13%以上 11%以上	4 3 2 1 5 4
(12) 成果目標	近隣の平均コストから 10%以上削減する。  事業実施主体が実施する地区(以下「実施地区」とい	16%以上 14%以上 12%以上 10%以上 13%以上 11%以上 9%以上	4 3 2 1 5 4 3
(12) 成果目標	近隣の平均コストから 10%以上削減する。  事業実施主体が実施する地区(以下「実施地区」とい	16%以上 14%以上 12%以上 10%以上 13%以上 11%以上 9%以上 7%以上	4 3 2 1 5 4 3 2
成果目標 (13)	近隣の平均コストから 10%以上削減する。  事業実施主体が実施する地区(以下「実施地区」という。)において、茶の合計の生産量を 5 %以上増加。	16%以上 14%以上 12%以上 10%以上 13%以上 11%以上 9%以上 7%以上	4 3 2 1 5 4 3 2
(12) 成果目標 (13) 成果目標	近隣の平均コストから 10%以上削減する。  事業実施主体が実施する地区(以下「実施地区」という。)において、茶の合計の生産量を 5%以上増加。  関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量	16%以上 14%以上 12%以上 10%以上 13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	4 3 2 1 5 4 3 2 1
(12) 成果目標 (13) 成果目標	近隣の平均コストから 10%以上削減する。  事業実施主体が実施する地区(以下「実施地区」という。)において、茶の合計の生産量を 5%以上増加。  関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量	16%以上 14%以上 12%以上 10%以上 13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上 13%以上	4 3 2 1 5 4 3 2 1 5 4
(12) 成果目標 (13) 成果目標	近隣の平均コストから 10%以上削減する。  事業実施主体が実施する地区(以下「実施地区」という。)において、茶の合計の生産量を 5%以上増加。  関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量	16%以上 14%以上 12%以上 10%以上 13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上 13%以上 11%以上	4 3 2 1 5 4 3 2 1 5 4 3
(12) 成果目標 (13) 成果目標	近隣の平均コストから 10%以上削減する。  事業実施主体が実施する地区(以下「実施地区」という。)において、茶の合計の生産量を 5%以上増加。  関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量	16%以上 14%以上 12%以上 10%以上 13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上 13%以上 11%以上 9%以上	4 3 2 1 5 4 3 2 1 5 4 3 2
成果目標 (13) 成果目標 (14)	近隣の平均コストから 10%以上削減する。  事業実施主体が実施する地区(以下「実施地区」という。)において、茶の合計の生産量を 5 %以上増加。  関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の 5 %以上向上。	16%以上 14%以上 12%以上 10%以上 13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上 11%以上 9%以上 17%以上 5%以上	4 3 2 1 5 4 3 2 1 5 4 3 2 1

	2人	2
	1人	1

### (注)達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を 指す。

# Ⅱ 対象作物が繭・生糸の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標	実施地区において、蚕の飼育数量を5%以上増加。	13%以上	5
(1)		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標	実施地区において、繭の生産量を5%以上増加。	13%以上	5
(2)		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標	実施地区において、蚕種の生産量を5%以上増加。	13%以上	5
(3)		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標	実施地区において、蚕の飼育に必要な桑の栽培面積を5	11%以上	5
(4)	%以上增加。	9%以上	4
		7%以上	3
		6%以上	2
		5%以上	1
成果目標	10a 又当たりは繭 100kg 当たり労働時間を直近値の2%	10%以上	5
(5)	以上低減。	8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		2%以上	1
成果目標	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量	13%以上	5
(6)	等)を直近値の5%以上向上。	11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1

成果目標	マッチングの取組により、生産者と実需者の契約を1	5 契約以上	5
(7)	つ以上創出。	4契約	4
		3契約	3
		2契約	2
		1契約	1
成果目標	 (人材確保策の検討に取り組む場合)	5人以上	5
(8)	受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

# Ⅲ 対象作物がいぐさの場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標	実施地区において、一戸当たりのいぐさの栽培面積を	11%以上	5
(1)	直近3ヶ年の平均値に比べて3%以上増加。	9%以上	4
		7%以上	3
		5%以上	2
		3%以上	1
成果目標	1戸当たりの収穫面積(ほかの農家から収穫作業を受	18%以上	5
(2)	託する面積を含む。)を直近3ヶ年の平均値に比べて10	16%以上	4
	%以上增加。	14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標	実施地区において、一戸当たりの畳表の生産量を直近3	11%以上	5
(3)	ヶ年の平均値に比べて3%以上増加。	9%以上	4
		7%以上	3
		5%以上	2
		3%以上	1
成果目標	実施地区において、指定銘柄品畳表の出荷割合を直近3	11 ポイント以上	5
(4)	ヶ年の平均値に比べて 3 ポイント以上増加。	9ポイント以上	4
		7ポイント以上	3
		5ポイント以上	2
		3ポイント以上	1
成果目標	10a 当たりの労働時間を直近値の2%以上削減。	10%以上	5
(5)		8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		2%以上	1
成果目標	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量	13%以上	5
(6)	等)を直近値の5%以上向上。	11%以上	4

		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標	いぐさ原草1kg 当たりの燃油等使用量を直近3ヶ年の	18%以上	5
(7)	平均値に比べて 10%以上削減。	16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標	(人材確保策の検討に取り組む場合)	5 人以上	5
(8)	受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

(注)達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を 指す。

# IV 対象作物が薬用作物(漢方薬の原料向け)の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標	・実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の	20%以上	4
(1)	栽培面積を5%以上増加。	15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
	・当該年度に農地中間管理機構に農地の斡旋を受け新植	農地中間管理機	1
	促進に取り組む場合は1ポイント追加。	構との連携	
成果目標	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の	25%以上	5
(2)	生産量を5%以上増加。	20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
成果目標	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の 10a 当た	10%以上	5
(3)	りの労働時間を2%以上低減。	8%以上	4
		6 %以上	3
		4%以上	2
		2%以上	1
成果目標	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上	5つ以上	5
(4)	を種苗として供給。	4つ	4
		3つ	3
		2 つ	2
		1つ	1

成果目標	1 つ以上の薬用作物について、製薬企業等と生産に係	5 契約以上	5
(5)	る契約を締結。	4契約	4
		3契約	3
		2契約	2
		1 契約	1
成果目標	1つ以上の薬用作物について、日本薬局方に定める規	5つ以上	5
(6)	格基準を満たす。	4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標	(初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の品目の場合又	5人以上	5
(7)	は薬用作物の新植の促進に取り組む場合)実施地区にお	4人	4
	いて、受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む	3人	3
	農業従事者が1人以上増加。	2 人	2
		1人	1
成果目標	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量	13%以上	5
(8)	等)を直近値の5%以上向上。	11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標	(人材確保策の検討に取り組む場合)	5人以上	5
(9)	受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

# V 対象作物が薬用作物(漢方薬の原料以外向け)の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の	90%以上	5
(1)	栽培面積を50%以上拡大。	80%以上	4
		70%以上	3
		60%以上	2
		50%以上	1
成果目標	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の	90%以上	5
(2)	生産量を 50%以上拡大。	80%以上	4
		70%以上	3
		60%以上	2
		50%以上	1

r	- <del>_</del>	r	<del></del>
成果目標	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の 10a 当た	25%以上削減	5
(3)	りの労働時間を5%以上削減。	20%以上削減	4
		15%以上削減	3
		10%以上削減	2
		5%以上削減	1
成果目標	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上を	5つ以上	5
(4)	種苗として供給。	4つ	4
		3 つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標	(初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の場合)事業実	13 人以上	5
(5)	施後に実施地区において受益農業従事者以外に薬用作物	11 人以上	4
	の栽培に取り組む農業従事者が5人以上増加。	9人以上	3
		7人以上	2
		5人以上	1
成果目標	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量	13%以上	5
(6)	等)を直近値の5%以上向上。	11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標	(人材確保策の検討に取り組む場合)	5人以上	5
(7)	受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

# VI 対象作物が他の地域特産作物の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の栽	13%以上	5
(1)	培面積を5%以上増加。	11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の生	13%以上	5
(2)	産量を5%以上増加。	11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1

		Т	Γ
成果目標	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の 10a	25%以上	5
(3)	当たりの労働時間を5%以上削減。	20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
成果目標	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の 10a	25%以上	5
(4)	当たりの収量を5%以上増加。	20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
成果目標	事業で取り組む地域特産作物について、1社以上の供	5 社以上	5
(5)	給先を確保。	4 社	4
		3 社	3
		2社	2
		1 社	1
 成果目標		7 人以上	5
(6)	当該事業の受益農業従事者以外で、当該事業で生産に	6人	4
	■ 取り組む地域特産作物の栽培を行う農業従事者が3人以	5 人	3
	上增加。	4人	2
		3人	1
 成果目標		13%以上	5
(7)	等)を直近値の5%以上向上。	11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
 成果目標		5%以上	5
(8)	事業実施年度の事業実施計画における永年性工芸作物	4%以上	4
,	の栽培面積に対する改植等の実施面積を1%以上増加。	3%以上	3
	SANCE MIXICAN OF STREET, ASSOCIATION	2%以上	2
		1%以上	1
 成果目標		5 人以上	- - 5
(9)	受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	4人	4
(3)	文画地区において、初たに八州で1八の工作所があ。	3人	3
		2人	2
		1人	1
 成果目標	(椿たげゝ口厥向上士極)ァ版り如かる相合)	1 八 11 ポイント以上	5
以未日悰 (10)	(葉たばこ品質向上支援に取り組む場合)		
(10)	受益地区において、事業で取り組む葉たばこの品質を	9ポイント以上	4
	3ポイント以上向上。	7ポイント以上	3
	(事業実施計画における日本たばこ産業株式会社へ販	5ポイント以上	2
	売する葉たばこの総量に対するAタイプの割合)	3ポイント以上	1

成果目標	(葉たばこ品質向上支援に取り組む場合)	5%以上	5
(11)	受益地区において、葉たばこの10a当たり販売額を1%	4%以上	4
	以上増加。	3%以上	3
		2%以上	2
		1%以上	1

(注)達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を 指す。

#### Ⅲ 需要の創出に係る取組(作物共通)を行う場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標	開発した新商品を1つ以上販売開始。	5つ以上	5
(1)		40	4
		3つ	3
		2 つ	2
		1つ	1
成果目標	全出荷額又は全出荷量に占める、新商品の出荷額又は	5 %以上	5
(2)	出荷量の割合を1%以上確保。	4%以上	4
	なお、新規作物について新商品開発を行う場合には、	3%以上	3
	事業実施主体の農業販売額に占める新商品販売額の割合	2%以上	2
	を1%以上確保。	1%以上	1
成果目標	新たな販路を1つ以上拡大。	5つ以上	5
(3)	なお、新たな販路の開拓には、取組前年度に販売実績の	40	4
	無い販売先に新たに販売を開始することに加え、既存販路	3つ	3
	において本事業の取組により新たに開発又は企画した商品	20	2
	の販売を開始することも含むこととする。	1つ	1
成果目標	契約取引量指数を直近値より7以上増加。	35 以上	5
(4)		28 以上	4
		21 以上	3
		14 以上	2
		7以上	1
成果目標	生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5	13%以上	5
(5)	%以上向上。	11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1

#### 3 共通(最大 20 ポイント)

1及び2のそれぞれの事業のポイントに加え、以下の評価項目について、定性的に評価し、採択の順位付けの際に考慮するものとする。

なお、審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者 は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体(共同機関を含む。)
- ・効率性を除く審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となってい		
【目的・目標	るか。	十分認められる。	5
の妥当性】	・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。	おおむね認められ	3
	・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。	る。	
	・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題	一部認められる。	1
	の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	認められない。	0
効率性	・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。		
【事業実施計	・予算計画は妥当なものになっているか。	十分認められる。	5
画の妥当性】	・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。	おおむね認められ	3
	・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	る。	
		一部認められる。	1
		認められない。	0
実現性	・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有		
【事業実施体	し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進する	十分認められる。	5
制の妥当性】	ために効果的な実施体制となっているか。	おおむね認められ	3
	・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実	る。	
	績を相当程度有しているか。	一部認められる。	1
	・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適し	認められない。	0
	た事業実施場所が選定されているか。		
	・事業遂行に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処		
	理能力を有しているか。		
公益性	・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。		
【国の支援の	・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果	十分認められる。	5
妥当性】	が期待されるか。	おおむね認められ	3
	・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な	る。	
	役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できる	一部認められる。	1
	など、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	   認められない。	0

(注1)輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づき策定された輸出

- 事業計画において、関連事業に関する事項等が定められており、農林水産大臣により認定されている場合は、2及び3に定めるポイントに加え1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (注2) フラッグシップ輸出産地として認定された産地(フラッグシップ輸出産地選定実施要領(令和6年4月19日付け6輸国第256号農林水産省輸出・国際局長通知)第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。以下同じ。)を事業実施主体である協議会に含む場合又はフラッグシップ輸出産地として認定された産地の取組である場合は、2及び3に定めるポイントに加え1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (注3)農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱(令和4年12月2日付け4輸国第3859号農林水産事務次官依命通知)第11第1項の規定によりサプライチェーン連結強化緊急対策(同要綱別表1の区分の欄の4の事業をいう。)の交付決定の通知を受けた又は通知を受けることが確実と見込まれる協議会の構成員となっている産地の取組である場合は、2及び3に定めるポイントに加え1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (注4) 中山間地ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)に基づき策定された地域別農業振興計画において、関連事業に関する事項等が定められており、地方農政局長により認定され、又は認定されることが確実と見込まれ、かつ、事業実施計画が適切と判断される場合は、優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (注5)環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和4年法律第37号)に基づき作成された環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画について、都道府県知事の認定を受けている場合又は交付決定までに認定を受けることが明らかな場合は、優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (注6) 採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する 法律(令和6年法律第63号)第7条第1項に定める生産方式革新実施計画(以下「革新計画」 という。)の認定を受けている者又は事業実施年度の末までに当該認定を受けることが確実であ る者であって、事業申請者の事業内容が当該革新計画の内容に合致している場合は、1から3ま でに定めるポイントに加え1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しな いものとする。
- (注7) 茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成に取り組む場合は、優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (注8) 実需者等との産地形成協働計画を取組初年度に策定した場合は、2及び3に定めるポイントに加え1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。